

17号池魚住みな公園駐車場 管理基準

(趣旨)

第1条 この基準は、17号池魚住みな公園駐車場（以下「駐車場」という。）について、明石市都市公園条例（以下「条例」という。）及び同施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、当該施設を管理する指定管理者が運営する駐車場に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理者の設置)

第2条 駐車場に管理者を置く。

2 管理者は指定管理者の責任者をもってあてる。

(管理者の職務)

第3条 管理者は、駐車場の保全・維持管理に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 管理者は、駐車場の補修、その他駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部または一部の利用を制限することができる。

3 管理者は、駐車場に駐車する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車の入庫、駐車及び出庫の際は、車両を安全に誘導させなければならない。

(駐車場)

第4条 駐車場に駐車することができる自動車は、次のとおりとする。

駐車場の区分	駐車することができる自動車	台 数
17号池魚住みな公園駐車場	道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第3条に規定する普通自動車で積載物を含め、長さが5メートル、幅が2メートル、高さが2.6メートル以下のもの	97台
	法第3条に規定する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車	5台

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、自動車を駐車することができない。

(1) 発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載しているとき。

(2) 駐車場の施設若しくは設備を損傷し、又は汚損するおそれのあるとき。

(3) その他駐車場の管理に支障があるとき。

(開場期間及び開場時間)

第5条 管理者が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(使用料の減免)

第6条 駐車場の使用料の減免は別表第1のとおりとする。

(使用料の徴収)

第7条 駐車場の使用料は、次の各号に定めるところにより徴収する。

(1) 普通自動車 出庫の際

(2) 大型自動車、中型自動車及び準中型自動車 入庫の際

2 普通自動車を駐車しようとする者は、入庫の際に駐車券の交付を受けなければならない。大型自動車、中型自動車及び準中型自動車を駐車しようとする者は、あらかじめ管理者に入庫及び出庫の予定を電話等により申し出なければならない。

(駐車券を紛失した場合の手続き)

第8条 使用者は、第7条第2項に規定する駐車券の交付を受けた後、駐車券を紛失した時は、直ちに駐車券紛失届・出庫願書に入庫日その他必要な事項を記入し、管理者に提出しなければならない。

(禁止行為)

第9条 駐車場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設若しくは設備を汚損し、又は損傷すること。

(3) みだりに火気を使用し、又は騒音を発すること。

(4) 営業行為、演説、宣伝、募金及び署名運動並びにこれらに類似する行為をすること。

(5) ごみその他汚物を捨てること。

(6) その他駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(閉鎖)

第10条 管理者は、公用又は公共用の理由により、必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部を閉鎖することができる。

(損害賠償の責任)

第11条 管理者は、駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良なる管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合は、汚損、損傷、

滅失、盗難等の損害が生じてても責任を負わない。

（使用者の賠償義務）

第 12 条 使用者は、この基準の定める事項に違反し、若しくは故意、又は過失により駐車場施設及び駐車場を使用している他の自動車に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第 13 条 この基準に定めるもののほか、駐車場の管理について必要な事項は、市と協議の上、管理者が定める。

附 則

この基準は、令和5年 11 月1日から施行する。

この基準は、令和6年1月9日から施行する。

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 使用料の減免(規則第7条第1項関係)

該当する条文	減免の対象となる駐車料金	対象と減免額
規則第7条第1項第1号	本市が主催する行事に有料公園施設を利用する場合で、明石市教育委員会事務局学校管理課または明石市文化・スポーツ室スポーツ振興担当が指定する市主催の大会に利用するとき。	顧問・役員のみ全額
規則第7条第1項第6号	心身障害者及びその介添者が有料公園施設を利用するとき。	半額
規則第7条第1項第7号	その他市長が特に必要と認めるとき。 ① 明石市文化・スポーツ室スポーツ振興担当が指定する明石市体育協会主催の大会に利用する場合	役員のみ半額